

社会福祉法人 尚生会

特別養護老人ホーム グリーンハウスひたちなか

運 営 規 程

目 次

第1条 事業の目的	第11条 サービス利用にあたっての留意事項
第2条 運営の方針	第12条 苦情に関する対応
第3条 実施主体	第13条 虐待の防止のための措置に関する事項
第4条 施設の名称等	第14条 身体拘束に関する対応
第5条 職員の職種、員数及び職務内容	第15条 ハラスメント対策の強化
第6条 入所定員	第16条 感染症対策の強化
第7条 ユニット数と名称及び定員	第17条 緊急時における対応方法
第8条 施設サービスの内容	第18条 非常災害対策
第9条 施設サービス計画の作成	第19条 業務継続に向けた取組の強化
第10条 利用料その他の費用の額	第20条 その他運営に関する重要事項

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する「特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか」(以下「施設」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 入所者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものとする。
- 3 地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか
- 2 所在地 茨城県ひたちなか市東石川3183-1

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名(非常勤)
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- 3 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 4 看護職員 3名以上
看護職員は、入所者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 5 介護職員 27名以上
介護職員は、入所者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。
- 6 管理栄養士等 2名(うち1名は管理栄養士常勤専従)
管理栄養士等は、外部委託の管理、食事の献立の確認、入所者の栄養指導及び栄養ケア計画の作成等を行う。

7 機能訓練指導員 1名以上（非常勤）

機能訓練指導員は、機能の低下を防止するための訓練を行う。

8 介護支援専門員 1名以上（兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成を行う。

（入所定員）

第6条 入所定員は、70名とする。

（ユニット数と名称及び定員）

第7条 施設の本事業に係わるユニットの数は、7ユニットとする。

楓町一丁目 = 10名 楓町二丁目 = 10名 桜町一丁目 = 10名

椿町一丁目 = 10名 椿町二丁目 = 10名 藤町一丁目 = 10名

藤町二丁目 = 10名

（施設サービスの内容）

第8条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 入所の対象者は、65歳以上の方で、寝たきりや認知症などによって介護を必要とし、原則要介護認定3以上を受けた被保険者の方（要介護1・2の要介護者であっても、市町村の適切な関与の下、特例的に入所を認める場合もある）、又は40歳以上65歳未満の方で、老化が原因とされる特定疾病により、要介護認定を受けた被保険者の方。また退所の基準として、要介護認定により入所者が「自立」又は「要支援」と判定された場合、入所者から申し出があった場合、施設から退所の申し出を行った場合、施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合、施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合により退所となる（3カ月以上の入院又は入院が見込まれる場合も退所となる場合がある）。
- 2 介護は、ユニットにおいて入所者が相互に対人関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 3 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - (1) 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
 - (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供を行う。
 - (4) 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - (5) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - (6) 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - (7) 入所者の身体状況や栄養状態、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した栄養ケアマネジメントを行い、食事を提供する。

(8) 居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第9条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

但し低所得者に対しては、自己負担額軽減策が設けられている。

詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

2 その他の費用として、次のとおり支払いを受けることができるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- | | | | |
|-----------------------------|-----|--------|--------|
| (1) 居住費 (ユニット型個室) | 1日 | 2,066円 | |
| (2) 食費 | 1日 | 1,680円 | |
| (3) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 | | | 実費 |
| (4) 理髪料 | | | 実費 |
| (5) 入所者の選定により日常生活上必要となる諸費用 | | | 実費 |
| (6) 持込家電使用料 | | | 月額900円 |
| (7) ご家族の希望による協力病院以外の受診の付添い代 | 15分 | 600円 | |

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得ることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 入所者は次に掲げる事項を遵守すること。

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 2 火気の取り扱いに注意すること。
- 3 けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 4 施設の設定備及び備品等について破損等があった場合は、管理者の判断により現状に回復する対価を、入所者又はその家族が支払わなければならないこと。
- 5 その他管理上必要な指示に従うこと。

(苦情に関する対応)

第12条 施設サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供した施設サービスの関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び苦情受付 機関が行う調査・照会に協力するとともに、助言・指導を受けた場合には必要な改善を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する対応)

第13条 入所者又は、他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わないこととする。

(ハラスメント対策の強化)

第14条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策の強化)

第15条 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 施設入所中に、入所者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関やその家族に連絡するとともに、必要に応じて24時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をして必要な措置を行い、施設長への報告を行う。また、事故等が発生した場合は、上記の必要な措置を行い、施設長への報告を行うとともに、入所者の保険者である市町村へ、事故内容の報告を行う。

(非常災害対策)

第16条 施設は、消防法等の規定に基づき消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。

2 入所者の使用する施設や設備又は食器や飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

3 施設において感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講ずるよう努める。

4 職員は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。又職員でなくなった後においても、同様とする。

5 入所者が重度化した場合は看取りに関する指針に基づき、本人及び家族の意思を確認しながら、必要の都度同意を得て、医療機関との連携により行うこととする。

6 入所者に対して、施設が行ったサービス提供に関する入所日からの諸記録は、退所後5年間は保存する。

7 施設は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

8 入所者は、施設が加入する社会福祉施設賠償責任保険の対象者となる。

9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日 一部改正

平成27年	8月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
令和元年	10月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和3年	8月	1日	一部改正
令和4年	2月	1日	一部改正
令和4年	4月	16日	一部改正
令和4年	10月	1日	一部改正
令和5年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正
令和7年	4月	1日	一部改正